様式第13号

景観形成基準チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者 | 住所氏名 |
| 連絡者（代理者が届出を行う場合） | 住所氏名 |
| 行為の種類 | □建築物 | □新築　　□増築　　　□改築　　　□移転□外観の変更（ □修繕 　□模様替え 　□色彩変更 ） |
| □工作物 | □新設　　□増設　　　□改築　　　□移転□外観の変更（ □修繕 　□模様替え 　□色彩変更 ） |
| □開発行為等 | □開発行為　　　□木竹の伐採 |
| □発電施設 | □太陽光　 □水素□風力　　 □その他（ 　　 ） |
| □土地の形質変更 | □土地の開墾　　□土石の採取　　□鉱物の採掘　□その他（　　　　　） |
| □屋外への堆積 | □土石　　□再生資源　　□その他（　　　　　　　　　　） |

１）建築物

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 形態意匠 | □周囲の自然景観や集落景観・町並み・田園等と調和した形態意匠とし、連続性のある景観の創出に配慮すること。 |
| □周辺の町並みや景観との調和に配慮し、周囲の山並みへの眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮すること。 |
| □彩度・明度の高い色彩は用いず、周辺の町並み・農地や自然景観に調和した色調とすること。 |
| 建築設備 | □建築設備類を配置する場合は、道路等の公共の場からできるだけ見えない位置に設置すること。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い周囲の景観に影響を与えないよう配慮すること。 |
| 外構 | □塀や柵・垣等について、周辺景観に調和するよう、高さや形態意匠、色彩材料等に配慮すること。 |
| □敷地内は、周辺の景観との調和に配慮して、できる限り緑化に努めるものとし、植栽された樹木・草花等については、安全性・視認性に支障が生じないよう、できる限り適切な管理・保全に努めること。 |

（様式第13号　続き）

２）工作物

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 形態意匠 | □周辺の町並みや景観との調和に配慮し、周囲の山並みへの眺望や見通しを妨げることのないよう高さに配慮すること。 |
| □彩度・明度の高い色彩は用いず、周辺の町並み・農地や自然景観に調和した色調とすること。 |
| □送電用や通信用の鉄塔などの電気・通信に関する工作物については、できる限り他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、周辺への影響に配慮すること。 |

３）開発行為等

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 基準 |
| 開発行為 | □植生、貴重な動植物の自然環境及び周辺環境への影響を考慮して、造成等の開発行為は必要最小限とし、できる限り現況の地形や既存の樹木を活かし、景観上の違和感を生じさせないよう配慮するものとすること。 |
| □のり面、擁壁は、できる限り生じないよう努めること。やむを得ず長大なのり面や擁壁が生じる場合は、前面の緑化又は自然石、自然石を模したブロック等により、周囲の景観と馴染ませるよう努めるものとすること。 |
| 太陽光・水素等発電施設 | □植生、貴重な動植物の自然環境及び周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。 |
| □設置する設備の色彩は、低明度かつ低彩度及び低反射で周囲と調和した色彩のものを採用するように努めること。 |
| □道路等の公共空間から容易に望見できないよう植栽やフェンス等で目隠しを行い、可能な限り目立たないよう努めること。 |
| □建築物の屋根や屋上に設置する太陽光発電施設のうち勾配屋根の場合は、建築物の屋根と一体化するよう最上部を超えないように配置するものとし、陸屋根の場合は、最上部をできるだけ低く設置するかルーバーなどにより目立たないように工夫すること。 |
| 風力発電施設 | □植生、貴重な動植物の自然環境及び周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。※景観形成重点区域内への設置は原則として認めない。 |
| □周囲の山なみの眺望を阻害しないように、地形に配慮した位置・配置・高さとすること。 |
| □タワー及びブレード等の色彩は、航空法など関係法令を遵守しつつ可能な限り、周辺の景観に溶け込むよう配慮すること。 |
| □のり面、擁壁はできる限り生じないよう努め、管理用道路の周辺は緑化等による修景を行うこと。 |
| □事業実施区域の既存樹木の伐採は、最小限に抑えること。 |

（様式第13号　続き）

３）開発行為等

|  |  |
| --- | --- |
| 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘、その他の土地の形質の変更 | □植生、貴重な動植物の自然環境及び周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。 |
| □道路等の公共空間から容易に望見できないよう、開墾又は採掘等の位置及び方法を工夫すること。 |
| □既存の樹木などは、できる限り保全すること。 |
| □のり面、擁壁は、できる限り生じないよう努めること。やむを得ず長大なのり面や擁壁が生じる場合は、前面の緑化又は自然石、自然石を模したブロック等により、周囲の景観と馴染ませるよう努めるものとすること。 |
| □目的を終えた箇所は、既存又は周囲の植生と調和した緑化を行い、自然環境及び景観の復元に努めること。 |
| 木竹の伐採 | □植生、貴重な動植物の自然環境及び周辺環境への影響を考慮して、実施範囲等の検討を行うこと。 |
| □道路など公共の場所から容易に目にすることのできる場所の林地開発を行う場合は、伐採面積が最小限となるよう努め、伐採の場所や方法・伐採後の植栽等により、周辺との景観の調和に配慮すること。 |
| 屋外における物件の堆積 | □道路等の公共空間から容易に望見できないよう堆積の高さは必要最小限に抑えるとともに、堆積位置や方法を検討すること。やむを得ず公共空間から容易に望見される場合は、植栽もしくは景観に配慮した柵や塀などで遮蔽に努めること。 |

　注１　該当する□にチェック（☑）を記入してください。

　　２　本計画において、各種発電施設は「工作物」には含まれません。